



2022年5月30日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 L I T A L I C O
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 長 谷 川 敦 弥
(コード番号：7366 東証プライム)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 辻 高 宏
(TEL. 03-6864-0793)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を第2回定時株主総会（2022年6月29日開催）へ付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

① 事業目的の記載の変更

当事業の現状及び今後の見通しに即し、事業目的を追加するものです。

② 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当社定款を変更するものです。

2. 変更の内容

(1) 事業目的の記載の変更

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 (条文省略) 1. ~28. (条文省略) (新設) 29. ~39. (条文省略)	(目的) 第2条 (現行どおり) 1. ~28. (現行どおり) <u>29. 病院外における介護および看護に関する事業</u> 30. ~40. (条文省略)

※ 下線部分は変更箇所を示しております。

(2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

現 行 定 款	変 更 案
<p>株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附 則 (電子提供措置等に関する経過措置) 変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。 3 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

※ 下線部分は変更箇所を示しております。

3. 変更の日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 2022 年 6 月 29 日
- (2) 定款変更の効力発生日 2022 年 6 月 29 日

以 上